

「最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」の改正に関する最高人民法院の決定

2026 年 8 月 20 日、最高人民法院は『「最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」の改正に関する最高人民法院の決定』（法釈〔2026〕18 号。以下「決定」という。）を公布した。「決定」は 2026 年 5 月 25 日に最高人民法院審判委員会第 1976 回会議において採択され、2026 年 9 月 1 日より施行される。

2020 年に改正された『中華人民共和国著作権法』（以下「著作権法」という。）を正確に適用し、人民法院による知的財産権審判の職能と役割を十分に発揮させ、著作権及び著作権に関連する権益の保護を強化し、権利の保護と社会の公共の利益を合理的に均衡させるため、最高人民法院は、綿密な調査研究、広範な意見聴取及び度重なる論証を踏まえ、『最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈』（法釈〔2002〕31 号、2020 年修正。以下「原司法解釈」という。）に対して改正を行った。

「決定」は、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導理念として堅持し、習近平法治思想を深く学習・貫徹し、党の第 20 回全国代表大会及び第 20 期中央委員会各全体会議の精神を全面的に貫徹・実行し、知的財産権の厳格な保護を堅持し、法に基づく法解釈及び問題志向を堅持して、著作権に関する司法実務における著作物の公表の認定、合理的利用の境界、新聞・定期刊行物における転載の法定許諾の範囲等の重点的・難点的な問題に対し、法律適用の基準をより一層細分化・整備し、事件の裁判基準を統一し、司法解釈の実効性を高め、当事者に明確な訴訟指針を提供し、市場に明確な行動の予測可能性を与え、著作権法の正確な実施を確保するものである。

第 1 に、「公衆への開示」の認定基準をより一層明確にした。原司法解釈第 9 条における「著作権者自ら又は著作権者の許諾を得て」という限定を削除し、「公衆への開示」を、著作物を不特定多数の者に公開することとし、公衆が実際に知得したことを構成要件としない旨を明確にした。主な考慮点として、現在、知的財産権の理論界及び司法実務の双方が、他人の権利侵害行為によって著作物が公開された場合も公衆への開示に該当することを認めているためである。

第 2 に、合理的利用の適用規則をより一層細分化した。原司法解釈第 18 条に規定されていた「屋外の公共の場所の美術著作物」を「公共の場所の美術著作物」へと改め、2020 年修正著作権法第 24 条第 1 項第 10 号の規定との整合性を図った。同時に、但し書き規定を追加し、公共の場所の美術著作物の模写、絵画、写真撮影、録画を行った者

は、法に基づきその成果を合理的な態様及び範囲で再利用することができる。ただし、著作権者の許諾を得ずに同一の態様で設置、陳列又は公衆へ伝達してはならない旨を明確にした。上記の改正を行った主な考慮点として、著作権法第 24 条第 1 項において「公開の場所」の限定詞であった「屋外」が削除されたことにより、公開の場所の範囲が拡大され、公共及び商業的な美術館、展示館等が含まれることとなったため、「合理的な利用態様及び範囲」を制限する必要性が生じ、合理的利用の余地を保障すると同時に、著作権者が著作物を展示する意欲を損なうことを防止するためである。

第 3 に、新聞・定期刊行物の転載に関する法定許諾の適用範囲をより一層明確にした。原司法解释第 17 条の「新聞、定期刊行物」の範囲を「新聞・定期刊行物主管部門により出版が認可された紙媒体の新聞・定期刊行物、並びにその内容及び紙面レイアウト・フォーマットと一致するデジタル版」と明確にし、ネットワーク及びデジタル技術の発展のニーズに適応させた。同時に第 2 項を新設し、新聞・定期刊行物とインターネット情報サービス提供者との間での相互転載、並びにインターネット情報サービス提供者間での既に公表された著作物の相互転載については、前項の規定を適用せず、著作権者の許諾を得て報酬を支払わなければならない旨を明確にした。上記の改正を行った主な考慮点として、現在、新聞・定期刊行物業界の経営形態が従来の紙媒体からネットワーク・デジタル媒体へと拡大しており、新聞・定期刊行物の紙面を元のフォーマットのまま情報ネットワークを通じて伝達することは、紙媒体による転載方式の合理的な延長とみなすことができ、被疑侵害者は著作権法第 35 条第 2 項に規定される法定許諾を援用して抗弁することができるためである。上記の場合を除き、その他の形態で新聞・定期刊行物の内容を情報ネットワークを通じて伝達することについては、新聞・定期刊行物の転載に関する法定許諾は適用されない。

その他、『民法典』、2020 年修正著作権法及び関連する司法解释に基づき、一部の条文内容、文言表現及び条番号等について適応的な修正を行った。

各級人民法院は、知的財産権保護の強化に関する党中央の政策決定及び布石を深く貫徹し、法に厳格に従って著作権民事紛争事件を審理し、法に基づき著作権侵害行為を規制し、イノベーションを奨励し社会主義の文化・科学事業の発展と繁栄を促進する法治環境の醸成及び維持に努め、経済社会の質の高い発展を後押ししなければならない。

『「最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」の改正に関する最高人民法院の決定』は、2026 年 5 月 25 日に最高人民法

26 年 8 月 JETRO 北京事務所仮訳

院審判委員会第 1976 回会議において採択されたため、ここに公布し、2026 年 9 月 1 日より施行する。

最高人民法院

2026 年 8 月 19 日

法釈〔2026〕18 号

「最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」の改正に関する最高人民法院の決定

(2026 年 5 月 25 日最高人民法院審判委員会第 1976 回会議において採択、2026 年 9 月 1 日より施行)

『中華人民共和国民法典』、『中華人民共和國著作権法』、『中華人民共和國民事訴訟法』等の法律の規定に基づき、著作権審判の実務を結びつけ、『最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈』に対して以下のとおり改正を行う。

一、第 1 条第 1 号を次のとおり改める。「（一）著作権及び著作権に関連する権益の帰属、侵害、契約に関する紛争事件。このうち侵害紛争には、著作権及び著作権に関連する権益の不侵害確認に関する紛争事件を含む；」

第 2 号を次のとおり改める。「（二）提訴前の著作権及び著作権に関連する権益侵害行為の差止めを申し立てる事件、並びに提訴前の財産保全及び提訴前の証拠保全を申し立てる事件；」

第 3 号として以下を追加する。「（三）提訴前又は訴訟中における著作権及び著作権に関連する権益侵害行為の差止め申立てに起因する損害賠償責任紛争事件；」

第 3 号を第 4 号とし、次のとおり改める。「（四）その他の著作権及び著作権に関連する権益に関する紛争事件。」

二、第 2 条、第 7 条第 2 項及び第 19 条を削除する。

三、第 3 条を第 2 条とし、その中の「著作権行政管理部門」を「著作権主管部門」に改める。

四、第 7 条を第 6 条とし、第 1 項中の「認証」の後に「若しくは鑑定」を追加する。

五、第 9 条を第 8 条とし、「著作権者自ら又は著作権者の許諾を得て」を削除し、「第 10 条第（一）号」を「第 10 条第 1 項第 1 号」に改める。

六、第 16 条を第 14 条とし、「マスメディアを通じて伝達される単なる事実の報道は、著作権法第 5 条第（二）号に規定する時事ニュースに該当する」を削除し、「時事ニュース」を「単なる事実の報道」に改める。

七、第 17 条の「新聞、定期刊行物」の後に「主管部門により出版が認可された紙媒体の新聞・定期刊行物、並びにその内容及び紙面レイアウト・フォーマットと一致するデジタル版」を追加する。

第 2 項として以下を追加する。「新聞・定期刊行物とインターネット情報サービス提供者との間での相互転載、並びにインターネット情報サービス提供者間での既に公表された著作物の相互転載については、前項の規定を適用せず、著作権者の許諾を得て報酬を支払わなければならない。」

八、第 18 条を第 16 条とし、第 1 項中の「屋外の」を削除し、「第 22 条第（十）号」を「第 24 条第 1 項第 10 号」に改める。

第 2 項を次のとおり改める。「前項に規定する美術著作物の模写、絵画、写真撮影、録画を行った者は、法に基づきその成果を合理的な態様及び範囲で再利用することができる。ただし、著作権者の許諾を得ずに同一の態様で設置、陳列又は公衆へ伝達してはならない。」

九、第 20 条を第 18 条とし、第 1 項及び第 2 項中の「損害賠償の責任を負う」を「民事責任を負う」に改める。

十、第 21 条を第 19 条とし、「第 48 条第（一）号」を「第 53 条第 1 号」に、「第 24 条第（一）号」を「第 24 条第 1 項第 1 号」に改める。

十一、第 25 条を第 23 条とし、第 1 項中の「確定できない場合」を削除し、第 1 項の「侵害者による違法所得」の後に「合理的な権利使用料の算定が困難である場合」を追加する。

第 2 項中の「合理的な使用料」を削除し、「著作物の類型」の後に「被疑侵害者の過失の程度」を追加し、「侵害行為の性質、結果」を「侵害行為の性質及び結果」に改める。

十二、第 26 条を第 24 条とし、第 1 項の「調査、証拠収集」の後に「等」を追加する。

十三、第 27 条を第 25 条とし、その中の「訴訟時効」を「消滅時効期間」に改める。

十四、第 29 条を第 27 条とし、内容の記述順序を調整し、「本解釈に別段の定めがある場合を除き」を削除し、その中の「民事行為」を「法律事実」に改める。

「著作権法の改正前に生じた法律事実に係るものについては、改正前の著作権法の規定を適用する」及び「著作権法の改正前に生じ、著作権法の改正後まで継続している法

律事実に係るものについては、改正後の著作権法の規定を適用する」の後に、それぞれ「ただし、法律又は司法解釈に別段の定めがある場合を除く」を追加する。

十五、引用する著作権法の関連条文番号について、改正後の著作権法に基づき相応の調整を行う。

十六、条文の順序について相応の調整を行う。

本決定は、2026 年 9 月 1 日より施行する。

本決定に基づき、『最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈』に対して相応の改正を行った上で、改めて公布する。

最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈

(2002 年 10 月 12 日最高人民法院審判委員会第 1246 回会議において採択。2020 年 12 月 23 日最高人民法院審判委員会第 1823 回会議において採択された『「専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈（二）」等 18 件の知的財産権関係司法解釈の改正に関する最高人民法院の決定』に基づき第 1 次修正。2026 年 5 月 25 日最高人民法院審判委員会第 1976 回会議において採択された『「最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」の改正に関する最高人民法院の決定』に基づき第 2 次修正、当該修正は 2026 年 9 月 1 日より施行)

著作権民事紛争事件を正しく審理するため、『中華人民共和國民法典』、『中華人民共和國著作権法』、『中華人民共和國民事訴訟法』等の法律の規定に基づき、法律適用の若干の問題について以下のとおり解釈する。

第 1 条 人民法院は、以下の著作権民事紛争事件を受理する。

(一) 著作権及び著作権に関連する権益の帰属、侵害、契約に関する紛争事件。このうち侵害紛争には、著作権及び著作権に関連する権益の不侵害確認に関する紛争事件を含む；

(二) 提訴前の著作権及び著作権に関連する権益侵害行為の差止めを申し立てる事件、並びに提訴前の財産保全及び提訴前の証拠保全を申し立てる事件；

(三) 提訴前又は訴訟中における著作権及び著作権に関連する権益侵害行為の差止め申立てに起因する損害賠償責任紛争事件；

(四) その他の著作権及び著作権に関連する権益に関する紛争事件。

第 2 条 著作権主管部門により処分された著作権侵害行為について、当事者が人民法院に訴訟を提起して当該行為者の民事責任を追及する場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

人民法院が、既に著作権主管部門により処理された著作権侵害行為に係る民事紛争事件を審理するにあたっては、事件の事実関係について全面的に審査を行わなければならない。

第3条 著作権侵害行為により提起される民事訴訟は、著作権法第52条及び第53条に規定する侵害行為の実施地、侵害複製物の蔵置地又は差押収押地、並びに被告の住所地の人民法院が管轄する。

前項に規定する侵害複製物の蔵置地とは、侵害複製物が大量に又は反復・継続して保管・隠匿されている場所をいう。差押収押地とは、税関、版權等の行政機関が法に基づき侵害複製物を差し押さえ、又は収押した場所をいう。

第4条 侵害行為の実施地が異なる複数の被告に対して提起される共同訴訟について、原告はそのうち1名の被告の侵害行為実施地の人民法院を選択して訴訟を提起することができる。そのうち特定の被告に対してのみ提起された訴訟については、当該被告の侵害行為実施地の人民法院が管轄権を有する。

第5条 法に基づき設立された著作権集団管理組織が、著作権者の書面による委任に基づき、自らの名義で訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

第6条 当事者が提出した、著作権に関する原稿、原本、適法な出版物、著作権登録証、認証機関若しくは鑑定機関が発行した証明書、又は権利を取得した契約書等は、証拠とすることができる。

第7条 当事者が自ら又は他人に委託し、注文、現場での取引等の方法により侵害複製物を購入して取得した現物、領収書等は、証拠とすることができる。

公証人が、侵害の疑いのある一方の当事者に対して身分を明かさない状況下において、他方の当事者が前項に規定する方法により取得した証拠及び証拠収集プロセスについて誠実に発行した公証書は、証拠として採用しなければならない。ただし、反証がある場合はこの限りでない。

第8条 著作権法第10条第1項第1号に規定する「公衆への開示」とは、著作物を不特定多数の者に公開することをいい、公衆が実際に知得したことを構成要件としない。

第9条 著作権法第17条第3項に規定する著作物について、著作権者が自然人である場合、その保護期間は著作権法第23条第1項の規定を適用する。著作権者が法人又は非法人組織である場合、その保護期間は著作権法第23条第2項の規定を適用する。

第10条 著作物の氏名表示の順序により生じた紛争について、人民法院は以下の原則に従って処理する。合意がある場合はその合意に従って表示順序を決定する。合意がな

い場合は、著作物の創作に費やした労力、著作物の配列順、著作者の姓の画数等に基づき表示順序を決定することができる。

第 11 条 著作権法第 11 条第 3 項に規定する場合を除き、他人が執筆し、本人が査読・確定して本人の名義で公表した報告、講話等の著作物は、著作権が報告者又は講話者に帰属する。著作権者は、執筆者に対して適切な報酬を支払うことができる。

第 12 条 当事者が合意の上、特定の人物の経歴を題材として完成させた自伝的著作物について、著作権の帰属に関する当事者間の合意がある場合はその合意に従う。合意がない場合、著作権は当該特定の人物に帰属し、執筆者又は整理者が著作物の完成のために労力を費やしたときは、著作権者は当該執筆者又は整理者に対して適切な報酬を支払うことができる。

第 13 条 異なる著作者が同一の題材について創作した著作物であっても、その表現が独自に完成され、かつ創作性を有するものである場合、それぞれの著作者が個別の著作権を享有するものと認定しなければならない。

第 14 条 他人が取材・編集した単なる事実の報道を伝達・報道する場合、出所を明記しなければならない。

第 15 条 著作権法第 19 条の規定に基づき委託著作物の著作権が受託者に帰属する場合、委託者は合意された利用範囲内において著作物を利用する権利を有する。双方が著作物の利用範囲を合意していない場合、委託者は創作委託の特定の目的の範囲内において当該著作物を無償で利用することができる。

第 16 条 著作権法第 24 条第 1 項第 10 号に規定する公共の場所の美術著作物とは、社会公衆の活動場所に設置又は陳列された彫刻、絵画、書道等の美術著作物をいう。

前項に規定する美術著作物の模写、絵画、写真撮影、録画を行った者は、法に基づきその成果を合理的な態様及び範囲で再利用することができる。ただし、著作権者の許諾を得ずに同一の態様で設置、陳列又は公衆へ伝達してはならない。

第 17 条 著作権法第 35 条第 2 項に規定する転載とは、新聞・定期刊行物主管部門により出版が認可された紙媒体の新聞・定期刊行物、並びにその内容及び紙面レイアウト・フォーマットと一致するデジタル版が、他の新聞・刊行物に既に公表された著作物を掲載する行為をいう。転載にあたり、転載された著作物の著作者及び最初に掲載された新聞・刊行物の出所を明記しなかった場合、影響の排除、謝罪等の民事責任を負わなければならない。

新聞・定期刊行物とインターネット情報サービス提供者との間での既に公表された著作物の相互転載、並びにインターネット情報サービス提供者間での既に公表された著作物の相互転載については、前項の規定を適用せず、著作権者の許諾を得て報酬を支払わなければならない。

第 18 条 出版物が他人の著作権を侵害した場合、出版者はその過失、侵害の程度及び損害結果等に応じて民事責任を負わなければならない。

出版者が、その出版行為に係る許諾、原稿の出所及び署名、編集した出版物の内容等について合理的注意義務を尽くさなかった場合、著作権法第 52 条の規定に基づき民事責任を負う。

出版者は、合理的注意義務を尽くしたことについて立証責任を負わなければならない。

第 19 条 コンピュータソフトウェアの利用者が、許諾を得ずに、又は許諾の範囲を超えてコンピュータソフトウェアを商業的に利用した場合、著作権法第 53 条第 1 号及び『コンピュータソフトウェア保護条例』第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき民事責任を負う。

第 20 条 著作権譲渡契約が書面形式を採用していない場合、人民法院は民法典第 490 条の規定に基づき契約が成立したか否かを審査する。

第 21 条 出版者が、著作権者から出版のために引き渡された著作物を紛失・毀損したことにより出版契約を履行できなくなった場合、著作権者は民法典第 186 条、第 238 条、第 1184 条等の規定に基づき、出版者に対して相応の民事責任を負うよう請求する権利を有する。

第 22 条 権利者の実損害額は、権利者が侵害行為によって被った複製物の発行減少数、又は侵害複製物の販売数量に、権利者が当該複製物を発行した際の単位利益を乗じた額に基づいて算定することができる。

発行減少数の確定が困難な場合は、侵害複製物の市場販売数量に基づいて確定する。

第 23 条 権利者の実損害額、侵害者による違法所得、又は合理的な権利使用料の算定が困難である場合、人民法院は当事者の請求に基づき、又は職権により著作権法第 54 条第 2 項の規定を適用して賠償額を確定する。

人民法院は賠償額を確定する際、著作物の類型、被疑侵害者の過失の程度、侵害行為の性質及び結果等の情状を考慮して総合的に確定しなければならない。

当事者が本条第 1 項の規定に従い賠償額について合意に達した場合は、これを許可しなければならない。

第 24 条 著作権法第 54 条第 3 項に規定する侵害行為を制止するために支払った合理的な支出には、権利者又は委任代理人が侵害行為に対して行った調査、証拠収集等の合理的な費用が含まれる。

人民法院は、当事者の訴訟上の請求及び具体的な事案の情状に基づき、国家の関係部門の規定に合致する弁護士費用を損害賠償の範囲内に算入することができる。

第 25 条 著作権侵害訴訟の出訴期限は 3 年とし、著作権者が権利を侵害されたこと及び義務者を知った日又は知り得た日から起算する。権利者が 3 年を経過した後に提訴した場合であっても、侵害行為が提訴時において依然として継続しているときは、当該著作権の保護期間内において、人民法院は被告に対して侵害行為の停止を命じる判決を下さなければならない。侵害損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から過去に 3 年間遡及して計算する。

第 26 条 人民法院が保全措置を講じる場合は、民事訴訟法及び『知的財産権紛争における行為保全事件の審査に係る法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定』の関係規定に基づき処理する。

第 27 条 人民法院が受理した著作権民事紛争事件において、著作権法の改正後に生じた法律事実に係るものについては、改正後の著作権法の規定を適用する。著作権法の改正前に生じた法律事実に係るものについては、法律又は司法解釈に別段の定めがある場合を除き、改正前の著作権法の規定を適用する。著作権法の改正前に生じ、著作権法の改正後まで継続している法律事実に係るものについては、法律又は司法解釈に別段の定めがある場合を除き、改正後の著作権法の規定を適用する。

第 28 条 従前の関連規定が本解釈と一致しない場合は、本解釈を基準とする。

出所：出所先：最高人民法院 2026 年 08 月 20 日

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/509271.html>

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。